

令和5年駒ヶ根市教育委員会第5回定例会 次第

令和5年4月25日(火) 午後2時
駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室

- 1 開 会
- 2 教育長報告 … P 1
- 3 事業報告及び事業計画 … P 4
 - ・定例教育委員会 5月30日(火) 午後2時 保健センター2階 大会議室
 - ・主幹指導主事の学校訪問
 - 6月19日(月) 午前：中沢小学校
 - 6月21日(水) 午前：東伊那小学校 午後：東中学校
 - 6月22日(木) 午前：赤穂中学校 午後：赤穂小学校
 - 6月26日(月) 午前：赤穂東小学校 午後：赤穂南小学校
- 4 審議案件
 - 議案第1号 駒ヶ根市就園・就学支援委員の任命について … P 6
 - 議案第2号 学校運営協議会委員の任命について … P 8
 - 議案第3号 駒ヶ根市公民館運営審議会委員の委嘱について … P 15
- 5 協議事項
 - (1) 総合教育会議について … P 17
- 6 報告事項
 - (1) 行事共催等承認申請の専決処分について … P 21
- 7 その他
 - (1) 夏季の軽装活動(クールビズ)の実施について … P 23
- 8 閉 会

令和5年度 第1回駒ヶ根市定例教育委員会 4月25日(火)

『葉ざくらの ひと木淋しや 堂の前』 炭太祇

季語：葉ざくら

意味：この時期、葉桜の木が一つ、堂の前で寂しそうにたっているよ。



♥ 新緑でいっぱいになった桜＝葉桜の木が1本、静かに立っている。満開だった桜も散ってしまって少し寂しそうに見える情景を詠んでいる。毎年見られる光景だが、何か心を打たれる風情である。ピンクから緑に色変わりをするだけで、こうも花に対する思いが異なるのも不思議なものだ。

すべての教職員が、固定観念に囚われず伸び伸びとした教育活動を展開することを期待します。子どもたちは決意を新たに登校してきています。駒ヶ根の子どもが「内から育つひたむきな」人となるために、学校だけでなく、教育委員さん、家庭、地域みんなで育んでいってほしいです。一年間お世話になりますが、よろしくお祈りします。

◆新年度のスタートに当たり◆

教育は人なり てづかぬいぞう 明治～昭和 東筑摩郡広丘村生まれの教育者 (手塚縫蔵)

- 信州教育の真意を一言で言うと、『信州教育は人格教育である』
 - ・その人の人格的影響が、人を感化する。
- 教育とは、人間をして人間たらしめることである。
 - ・人間をして人間たらしめるとは、人間を人格たらしめることである。
- 大節を持す…節を曲げず、信じることはどこまでも貫くこと
 - ・何か大きな仕事を手がけたり、立派な教育観を持ったりしなければならぬように聞こえるが、それだけではなく、教師として本質的な観を持ちつつ、小さな一つひとつの務めを疎かにせず日々を重ねることにある。
- 人格教育とは ※どんなにデジタル時代になるうとも
 - ①教育は、教師と児童生徒との間に行われる人格の接触感化である。
 - ②教師は、施設や教育技術より人格を高めることが最も重要。
 - ・人格は、より高い他の人格に接することによって陶冶される。
- 教育は人格と人格の触れあいである。
 - ・ただ一筋に子どもたちのために教育は行われなくてはならない。
- 子どもはばかではない。人格者である。ばか呼ばわりすることは絶対にいけない。
- 教師は「いかに教育するか」ではなく、「いかに在るか」が問題である。
 - ・「to do」ではなく「to be」。存在そのものが大事＝人は何を為したかではなく、いかに在ったかが大切である。これを取り違えることがないように。
- 教育とは人間をつくることであり、先生の存在そのものが教育である。



子どもたちを育む教師が、信州教育の「誇り」を持たずして子どもの前に立つこと(=教育)はあり得ない。手塚の教育に対する考えを、混迷の今の時代にこそ、どの教師も心して熟読・実践する必要があると思います。コロナ禍の中でこそ、教師自身が、自ら問い返して、携わっている教師という仕事に対する自信に繋げてほしいのです。

一方で、私たち教育行政に携わる者が、気持ちを一にして「内から育つひたむきな子」の育成のために、よりよい方向を見いだしていかなければなりません。子どもを育てくれる教師を守らねばなりません。

※ 令和5年度駒ヶ根市教育の基本(別紙)を熟読ください。

◆諸会合等の報告 4/20 市町村教委連絡協議会

○河手課長「共につながり、共にひろがる」。新任教師を共に育ててほしい(授業力、学ぶ力、切り抜ける力)。

○北原会長「NHKの朝ドラ『小豆の声を聞け、時計に頼るな、目を離すな』の名言は教育に通じる。子どもの見方に置き換えて考えたい」

1 役員を選任について

(1) 決定役員

※印…新

<input type="checkbox"/> 会長	北原秀樹 (伊那市)	<input type="checkbox"/> 教育長部会
<input type="checkbox"/> 副会長	清水道直 (南箕輪村)	部長 笠原千俊 (伊那市)
	福澤惣一 (駒ヶ根市)	町村教育会長 宮澤和徳 (辰野町)
<input type="checkbox"/> 会計監事	小澤 晃 (辰野町堀尻市小学校組合)	<input type="checkbox"/> R5 事務局
	藤澤康一郎 (箕輪町)	幹事 ※竹鼻栄二 (南信教事総務課長)
		" ※加藤恭央 (南信教事総務課長補佐)
		書記 ※竹澤尚子 (上伊那連教)

2 総会(研修)について

(1) 期 日 令和5年7月3日(月)

(2) 会 場 飯島町 内堀醸造&飯島町文化館

(3) 日 程 12:40~12:50 受付(内堀醸造アルプス工場)

13:00~14:30 研修①

●内堀醸造アルプス工場見学及び説明

《飯島文化会館へ移動・休憩》

14:50~15:35 総会(飯島町文化館小ホール)

15:50~16:50 研修②

●実践発表「地域と共に学ぶ子どもたち」七久保小後藤教諭

17:10~18:30 情報交換会〔飯島町文化館中ホール〕



◆教育の心の置きどころ 根源◆

★教育とは(「被災雑記」から(信濃教育会報1600号記念) 山口利幸(元長野県教委教育)

○教育とは、文化の伝承を通して、子どもの自立を指導・支援することである。
前提には、まず出会った生徒の存在をそのまま受け止めること、(属性、能力、性向、言動の如何にかかわらず) 今ある存在そのものを受け止めることがある。

○人間は、成長するに従い「自分」を意識し始める。

- ・その時の自分と「向き合い」「受容」してくれる他者と出会うかどうか。
- ・憧れた他者が自分を一人の人間として応えてくれるかどうか。
- ・他者が自分では気付かないものを価値あるものとして「発見、評価」してくれるかなど、「自分を理解してくれる人がいる」「自分を受け止めてくれる人がいる」「自分を評価してくれる人がいる」という他者の存在が、自分が自分であることの「受容=自己肯定感、有用感」をもたらし、人生の選択と自立への道を歩む契機になる。

○教員は他者として「子どもに向き合う」ことができるかどうか問われる存在。

○4Mで生徒に向き合う ※下線部はなかなか難しいが大事なこと

「4M」…「見下さない」「見落とさない」「見逃さない」「見捨てない」

※先行世代としての寛容さと慈しみの気持ちが絶対必要

※「見下さない」の徹底の先に「見捨てない」が生まれる。

○教育とは、人間は変わりうるものと信じることである。



♥ ここに書かれていることは、当たり前のことのようだが、実際にこのように実践されている教師は意外と少ない。しかし、「何でも早く効率のよいのが一番だ」という現代社会の風潮の中で、つい忘れてたり、見落としたりしてしまうことが、ここに指摘された事柄だ。先生方には、すごい実践をすることを望んではいません。

例えば、子どものへ真向かい方を、確実に「4 M」の心で実践することこそが、何としても肝要だと思うのです。

◆先達の教え 吉田松蔭と松下幸之助 上甲晁 (志ネットワーク評塾) VS 上田俊成 (松陰神社名誉宮司)

- 松下村塾では、机上の知識教育は殆ど無い。すべてが実践。
 - 吉田松蔭の教育観は、「待つ教育」。
自分で会得できるように、側面から助長していくのが師の役目である。
 - 教育で一番大事なものは、百の理屈よりも一の範を示すこと
 - 演説が上手い、知識が多いではなく、先生を見ていたら自分たちも自然と見習わなくてはならんと思わせる力。これが本当の教育、無言の教育だ。
 - 松下政経塾 掃除の話
エリート集団は掃除大反対。意義と効用を理論立てて教えてくれという。意味を理解できないと動かない。これが知識一辺倒の現代教育の弊害。
松下幸之助曰く「分かってやろうとするから物事が難しくなる。やれば分かる」
 - 松下政経塾は、「上手を育てるところではなく、名人を育てるところだ。」
「名人というのは、人が育ててできるものではなく、自分で問題意識を持って自分で自分を育てていく気概のある人がなれるものだ。」
- ★教える人の志が高くても、卒業生が世のため人のために活躍しなければ、絶対にその学校は評価されない。



♥ 未だに幕末の人物のことが現代と比較されて述べられていることに、驚かされます。それだけ現在に危機感を抱いているということです。先達に学ぶべきことは存分に学び、変えていかなければならない現状は率先して教育者が変えていかなければならない時期に来ているのかも知れません。

◀ちよつと立ち止まって▶「内から育つ」姿を求めて※最近の教育関係の様子、新聞、駒ヶ根の子どもの様子、資料

「ウィナーではなく王道を突き進むチャンピオンでありたい」

渡部暁斗 (ノルディック複合 OP 選手)



- 二人の恩人の言葉
 - ①小学校の大会で優勝したとき担任の言葉「井の中の蛙大海を知らず」
 - ②先輩「厳しい環境だが、本気で将来を考えるなら白馬高校へ来た方がいいよ」
◆インターハイ優勝者を輩出する強豪校へ進学しようとしたが、一つ上の先輩から「合宿で一緒になった強豪校の生徒たちは、コーチから言われたことをただやっているだけで、何も考えていない」
その言葉に願書提出の1週間前に急遽、白馬高校へ変更した。今までトレーニングをはじめとする競技プランを独力で作り結果を出してきたので、その基礎を高校時代に気づけたのは大変意義深いことだった。
- 駆け引きをせず、皆の先頭に立ってレースをつくっていきけるような選手でありたい。
ただ勝ちを求めるだけのウィナーではなく、競技場ではもちろん、競技を離れた日常の立ち居振る舞いも含めて、王道を突き進む本物のチャンピオンになりたい。
- フランスのジェイソン・ラミーシャプイ (バンクーバー金メダル他) は隣を走るイタリア選手のストックを踏み壊してしまった。そのまま選手を置き去りにしてゴールへ向かうかと思いきや、彼はイタリア選手がスペアのストックを用意するまで待って一緒に再スタートし、見事に優勝した。後方から一部始終を見ていた私は、彼こそは真のチャンピオンと、深く心を打たれた。
- ノルディック複合は、気候に左右されるアウトドアスポーツである。人間の都合などお構いなしに、日々刻々と変化する自然と如何に向き合うかが問われる。
- 想定外の事態にも柔軟に対応して、その時にできる最善を積み重ねていく以外ない。
- 私はほとんど独力でプランを立ててきたため、失敗も数え切れないほど重ねてきた。しかし、すべてはトライ&エラーの繰り返しであり、**エラーが多いのは、それだけ積極的にトライを重ねた結果**なのだ。様々なことに好奇心を持つこと。そして自分のやっていることに常に疑問を持ち、現状に止まらないことだ。
- 自分を過小評価せず、今よりもっと踏み込んで、可能性に挑戦し未来を切り開いてほしい。

♥ 「内から育つひたむきな姿」の典型例。しかし、これは憧れではなく現実に実現できることです。市内に、実際にこうした姿を実現している若者がいるのです。

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	土	8:30	文化財団辞令交付式[文化センター]	社会教育課
2	日			
3	月	8:15	部課長辞令交付[南庁舎大会議室]	
		8:20	保育園長辞令伝達式[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
		8:40	新任校長・教頭、市長懇談会[応接室]	教育長、教育長代理、次長、子ども課
		9:00	市職員辞令交付式[南庁舎大会議室]	全職員
		10:30	庁議[本庁第5会議室]	教育長、次長
		13:30	部課長会[本庁第5会議室]	教育長、次長、両課長
		15:00	転入教職員歓迎の会[南庁舎大会議室]	教育委員、教育長、次長、両課長
		16:30	給食財団辞令伝達式[南庁舎大会議室]	教育長、子ども課長
4	火			
5	水	9:00	市内校長会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
6	木		Am 市内小学校入学式 Pm市内中学校入学式[各校]	教育委員、教育長
7	金	13:30	合同園長会[乳幼児指導室]	教育長、子ども課
		16:30	民児協[]	子ども課長
8	土			
9	日		県議会議員選挙	
10	月	9:00	庁議[本庁第3委員会室]	教育長、次長
		11:00	市内教頭会[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
11	火			
12	水			
13	木	14:30	第1回区長会[本庁大会議室]	
		19:00	青少年育成委員会総会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、社会教育課
14	金			
15	土			
16	日			
17	月	9:00	庁議[本庁第5会議室]	教育長、次長
18	火			
19	水			
20	木	13:30	県教委との連絡会(県施策説明会、全体会議)[伊那合庁]	教育長、教育長代理
		15:30	上伊那市町村教委 全体会議[伊那合庁]	教育長、教育長代理
		16:00	上伊那市町村教委 代議員会[伊那合庁]	教育長、教育長代理
21	金			
22	土			
23	日		市議会議員選挙	
24	月	9:00	庁議[本庁第3委員会室]	教育長、次長
25	火	14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
		18:30	長野県市町村対抗駅伝・小学生駅伝激励会[保健センター大会議室]	教育長、次長、社会教育課長
26	水	13:30	部課長会[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
		18:30	スポーツ協会理事会、市民総体実行委員会[保健センター大会議室]	次長、社会教育課
27	木	18:00	赤穂高校新校準備会[赤穂高校]	教育長
28	金	18:30	スポーツ少年団代議員総会[保健センター大会議室]	教育長、次長、社会教育課
29	土	6:00	第49回バードウォッチング[大沼湖周辺]	社会教育課
			十二天の森を守る会総会	社会教育課
			長野県市町村対抗駅伝・市町村対抗小学生駅伝大会[松本]	社会教育課
30	日			

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	月	9:00	庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
		10:00	伊那養護学校会議(はなももの里分教室)[保健センター大会議室]	教育長、子ども課
		13:30	市内園長会[保健センター大会議室]	子ども課
2	火			
3	水			
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火		関東地区都市教育長協議会総会[立川市](5/9~10)	教育長
10	水			
11	木	10:00	文化財回理事会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
		19:00	市民体力測定[赤中体育館]	社会教育課
12	金	9:30	市内校長会[赤穂中]	教育長、次長、両課長
		15:30	幼児幼年教育研究会[アルパ多目的ホール]	教育長、次長、子ども課
13	土		上伊那スポーツフェスティバル[社会体育館]	社会教育課
14	日	14:00	登戸研究所調査研究会5周年記念シンポジウム[文化会館]	社会教育課
15	月			
16	火			
17	水			
18	木	18:30	スポーツ協会評議員会[南庁舎大会議室]	教育次長、社会教育課
19	金	15:00	かっぱ館運営委員会[かっぱ館]	教育長、社会教育課
20	土			
21	日			
22	月	16:00	学力向上検討委員会[アルパ多目的ホール]	教育長、次長、子ども課
23	火	10:00	市町村教委連絡会[伊那庁舎]	教育長、教育長代理
24	水			
25	木			
26	金		関東甲信越静市町村教委委員会連合会総会[埼玉県]	教育長代理
			特別教育支援員連絡会[保健センター大会議室]	教育長、子ども課
			県青少年補導センター・同補導委員会協議会・理事会・研修会[文化センター]	社会教育課
27	土			
28	日		河川一斉清掃	
29	月			
30	火	9:00	いい育児の日イベント[文化センター]	子ども課
		14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長、子ども課
31	水	15:30	文化財回評議員会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課

駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員の任命について

駒ヶ根市附属機関に関する条例第 2 条の規定に基づき、駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員として下記のとおり任命するものとする。

令和 5 年 4 月 25 日

駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	勤務先等	備考
鈴木 敏洋	昭和伊南総合病院	小児科医
佐倉 礼子	子ども課	保育カウンセラー
黒澤 利恵	〃	相談支援専門員
上村 啓子	昭和伊南総合病院	作業療法士
西村 政春	赤穂小学校	校長
吉越 秀之	赤穂東小学校	〃
池上 浩人	赤穂南小学校	〃
島尻 理恵子	中沢小学校	〃
久保田 智之	東伊那小学校	〃
竹松 寿寛	赤穂中学校	〃
三ツ井 邦仁	東中学校	〃
森本 麗子	長野県伊那養護学校	教諭
一ノ瀬 久子	北割保育園	園長
鈴木 しのぶ	美須津保育園	〃
佐野 志保子	赤穂保育園	〃
下島 美恵子	飯坂保育園	〃
小原 千鶴	経塚保育園	〃
小出 美紀	すずらん保育園	〃
平沢 美樹	中沢保育園	〃
上久保真須美	東伊那保育園	〃
佐野 由紀恵	赤穂南幼稚園	〃
岸 圭子	下平幼稚園	〃
窪田 久美	福岡保育園	〃
宮澤 さつき	桜ヶ丘保育園	〃
高木 優子	聖マルチン幼稚園	〃

中坪 美智子	つくし園	園長
木下 真唯	子ども課	保健師
竹村 勝	〃	指導主事
塩澤 秀彦	〃	幼児教育アドバイザー
桃澤 咲子	〃	家庭児童相談員
白鳥 登紀子	〃	家庭児童相談員
矢澤 ちづる	〃	教育相談員
小池 みず希	〃	教育相談員

2 任命年月日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
(任期2年)

駒ヶ根市立赤穂小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を赤穂小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和5年4月25日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
片桐 美登		社会教育委員
上原 洋子		
下井 幸一		区長会長
竹村 清明		前区長会長
佐藤 順子		主任児童委員
佐々木 宗一		P T A会長
井坪 義文		P T A副会長
野口 知絵		P T A副会長
中村 信太郎		有識者（元P T A会長）
北原 宏		有識者（元小学校長）
松崎 道靖		有識者（元P T A会長）
宮澤 さつき		園長
刈間 英文		有識者（青年会議所副議長）
西村 政春		校長
津澤 淳		教頭
中原 加代子		教務主任
伊藤 竹義		コミュニティ・スクール担当

2 任命年月日 令和5年4月1日

3 任期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

駒ヶ根市立赤穂東小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則(平成 25 年教育委員会規則第 3 号)第 7 条の規定に基づき、下記の者を赤穂東小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和 5 年 4 月 2 5 日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏 名 等

氏 名	住 所	備 考
佐野 榮	■■■■■■■■■■	主任児童委員
佐藤 和樹	■■■■■■■■■■	元PTA会長
北林 美恵子	■■■■■■■■■■	元PTA副会長
中島 和与志	■■■■■■■■■■	
平澤 健治	■■■■■■■■■■	町 2 区区長
今井 秀樹	■■■■■■■■■■	町 3 区区長
塩澤 和夫	■■■■■■■■■■	町 4 区区長
松崎 和司	■■■■■■■■■■	下平区区長
原 正彦	■■■■■■■■■■	学校評議員
川端 咲美	■■■■■■■■■■	学校評議員
池口 美紀子	■■■■■■■■■■	学校評議員
村上 崇子	■■■■■■■■■■	学校評議員
中村 恵子	■■■■■■■■■■	民生児童委員
松崎 哲也	■■■■■■■■■■	PTA会長
小松 賢一	■■■■■■■■■■	PTA副会長
湯澤 京子	■■■■■■■■■■	PTA副会長
田中 清加	■■■■■■■■■■	
吉村 幸雄	■■■■■■■■■■	
岩崎 康男	■■■■■■■■■■	
小林 四郎	■■■■■■■■■■	
平賀 清	■■■■■■■■■■	
吉川 大吉	■■■■■■■■■■	
吉越 秀之	■■■■■■■■■■	校長

2 任命年月日 令和 5 年 4 月 1 日

3 任 期 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

駒ヶ根市立赤穂南小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則(平成25年教育委員会規則第3号)第7条の規定に基づき、下記の者を赤穂南小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和5年4月25日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
渋谷 博光	■■■■■■■■■■	元福岡区長
山口 潮	■■■■■■■■■■	元PTA会長
小林 敏夫	■■■■■■■■■■	
松原 喜久夫	■■■■■■■■■■	南割区長
坂本 裕彦	■■■■■■■■■■	福岡区長
大口 登	■■■■■■■■■■	市場割区長
佐藤 昌利	■■■■■■■■■■	上赤須区長
北澤 利一	■■■■■■■■■■	吉瀬自治組合長
氣賀澤 葉子	■■■■■■■■■■	
北澤 洋	■■■■■■■■■■	元PTA会長
竹上 一彦	■■■■■■■■■■	
下平 邦宏	■■■■■■■■■■	
湯澤 啓子	■■■■■■■■■■	
竹村 哲也	■■■■■■■■■■	PTA会長
河上 達行	■■■■■■■■■■	PTA副会長
大澤 雅代	■■■■■■■■■■	PTA副会長
池上 浩人	■■■■■■■■■■	校長
小松 共一	■■■■■■■■■■	教頭
江口 貴昭	■■■■■■■■■■	教務主任
唐澤 英一	■■■■■■■■■■	事務

2 任命年月日 令和5年4月1日

3 任期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

駒ヶ根市立赤穂中学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を赤穂中学校学校運営協議会委員に任命する。

令和5年4月25日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
小林 克彦		コーディネーター
小松 智子		赤穂学校同窓会副会長
福澤 雄一		同窓会 09 戊亥ひまわり会
堀内 豊彦		不登校傾向生徒支援リーダー
佐野 志保子		赤穂保育園園長
伊東 主税		前年度PTA会長
藤田 晶子		駒ヶ根工業高校教頭
宮下 正彦		非遵行為防止委員会第三者委員
佐野 榮		主任児童委員
小松 民敏		赤穂公民館館長
竹松 寿寛		校長
保科 功		教頭
小松 淳		教務主任
小島 貴弘		生徒指導主事

2 任命年月日 令和5年4月1日

3 任期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

駒ヶ根市立東中学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則(平成25年教育委員会規則第3号)第7条の規定に基づき、
下記の者を東中学校運営協議会委員に任命する。

令和5年4月25日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
佐野 榮	■■■■■■■■■■	主任児童委員
板山 とし子	■■■■■■■■■■	主任児童委員
福澤 さゆり	■■■■■■■■■■	主任児童委員
久保田 之義	■■■■■■	公民館長
春日 由紀夫	■■■■■■	公民館長
中城 文人	■■■■■■■■■■	下平分館長
小池 勝	■■■■■■■■■■	前PTA会長
宮澤 賢一	■■■■■■■■■■	PTA会長
三ツ井 邦仁	■■■■■■■■■■	校長
北澤 克彦	■■■■■■■■■■	教頭
笠原 健史	■■■■■■■■■■	教務主任
大畑 賢二	■■■■■■■■■■	生徒指導主事

2 任命年月日 令和5年4月1日

3 任期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法第30条及び駒ヶ根市公民館条例（昭和54年条例第24号）第5条の規定により、下記の者を公民館運営審議会委員に委嘱する。

令和5年4月25日

駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多俊夫

記

1 駒ヶ根市立赤穂公民館

氏名	選出区分	住所	役職名等
北原陽子	学識経験者	■■■■■■■■■■	主催講座指導者、文化団体指導者
倉田文和	〃	■■■■■■■■■■	駒ヶ根市立博物館専門研究員
小林孝行	〃	■■■■■■■■■■	令和5年度区長会代表
佐藤和樹	〃	■■■■■■■■■■	元駒ヶ根青年会議所理事長
下島順一	学識経験者	■■■■■■■■■■	元赤須町1区区長、元高校教員
下村ひろ子	社会教育関係者	■■■■■■■■■■	文化団体指導者
竹入啓次郎	学識経験者	■■■■■■■■■■	赤須町1区前分館長・元分館主事
竹松寿寛	学校教育関係者	■■■■■■■■■■	赤穂中学校長
永井由美子	家庭教育関係者	■■■■■■■■■■	子育てサークル代表
中坪宏明	社会教育関係者	■■■■■■■■■■	文化サークル協会副会長
西村政春	学校教育関係者	■■■■■■■■■■	赤穂小学校長
野口知絵	学校教育関係者	■■■■■■■■■■	赤穂小学校PTA副会長
服部希和	学識経験者	■■■■■■■■■■	すずらん大学講師・文化団体指導者
肥野京二	社会教育関係者	■■■■■■■■■■	前駒ヶ根文化サークル協会長
宮澤賢司	社会教育関係者	■■■■■■■■■■	社会教育委員会会長、おもしろかっぱ館長

2 駒ヶ根市立中沢公民館

氏名	選出区分	住所	役職名等
蟹澤 康	社会教育関係者	■■■■■	令和4年度 分館長会長
三和 哲夫	社会教育関係者	■■■■■	令和5年度 分館長会長
島尻 理恵子	学校教育関係者	■■■■■	中沢小学校長
下島 裕一	家庭教育関係者	■■■■■	令和5年度 中沢小学校PTA会長
竹村 真春	学識経験者	■■■■■	令和5年度 中沢区長
矢澤 明	社会教育経験者	■■■■■	文化団体指導者
竹村 務	社会教育関係者	■■■■■	中沢体育協会長
越 美和子	社会教育関係者	■■■■■	信州カントリー&ウエスタンクラブ Kick Love T-Crew 代表
木下 亜紀	社会教育関係者	■■■■■	学級中沢夢倶楽部代表
木下 健一	社会教育関係者	■■■■■	教育委員、中沢青年部副会長

3 駒ヶ根市立東伊那公民館

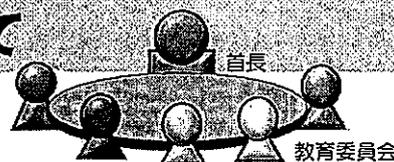
氏名	選出区分	住所	役職名等
久保田 智之	学校教育関係者	■■■■■	東伊那小学校長
小池 嘉之	社会教育関係者	■■■■■	令和5年度区長
鈴木 啓治	社会教育関係者	■■■■■	体育協会会長・小学校クラブ指導員
鯨沢 琴江	社会教育関係者	■■■■■	社会教育委員
寺澤 紳二	社会教育関係者	■■■■■	R3・4分館長
福澤 博	社会教育関係者	■■■■■	文化団体関係者
滝沢 博文	家庭教育関係者	■■■■■	元PTA会長・R2分館主事
森田 喜雄	社会教育関係者	■■■■■	元主事会長
村上 三和子	学校教育関係者	■■■■■	小学校クラブ指導員
馬場 幸美	家庭教育関係者	■■■■■	元親子文庫役員

※ゴシック太字が新任の委員

4 委嘱年月日 令和5年4月1日

5 任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

総合教育会議について



- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

1. 構成メンバー

- 構成員は執行機関である首長と教育委員会。
- 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

2. 協議事項等

- 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。
 - ① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
 - ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
(例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、土曜授業の実施 等
 - ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
(例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等
- 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

3. 会議の運営等

- 総合教育会議は首長が招集。
- 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることも可能。
- 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。
- 議事録の作成・公表(努力義務)。
- その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

総合教育会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例

1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携
- ・青少年健全育成と生徒指導の連携
- ・居所不明の児童生徒への対応
- ・福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援

上記のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

2) 「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態であり、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- ・災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
- ・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合

・いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態の場合

*いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく

駒ヶ根市総合教育会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき設置する駒ヶ根市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 会議は原則として毎年度4月、7月及び11月に開催するものとする。

2 市長は、必要がある場合には臨時に会議を開催することができる。

(会議の招集及び進行)

第3条 会議の招集は、市長が会議の開催日時、場所及び協議等を行う事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

2 会議の進行は、教育次長が務める。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となるおそれがあると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号のほか、市長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談笑又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるおそれがある挙動をしないこと。

2 前項各号のほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、市長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人の員数制限)

第8条 市長は、会場の都合により傍聴人の員数を制限することができる。

(議事録)

第9条 市長は、次の事項を記載した議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項の規定に基づき非公開とされた議事のほか、会議が必要と認めるときは非公表とする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名

(3) 協議・調整が行われた事項とその内容

(4) その他必要と認める事項

2 議事録の公表は、駒ヶ根市公式ホームページに掲載することにより行う。

(事務局)

第10条 会議の事務局を教育委員会子ども課に置く。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮り定める。

附 則

この規程は、平成27年7月23日から施行する。

(参考) 地教行法抜粋

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

R5-4 定例教育委員会報告

行事共催等承認申請一覧(専決分報告)

区分	受付番号	行事の名称	団体名	開催日	開催場所	承認
後援	4-139	第44回 長野県下救護施設交流会	救護施設 順天寮	令和5年10月26日(木)	駒ヶ根市民体育館	協議中
後援	4-140	文部科学省委託事業 子供たちの心身の健全な発達のための子どもの自然体験活動推進事業	ボーイスカウト駒ヶ根第1団	令和5年4月30日(日)	中沢農村交流広場	承認
後援	4-141	ホッケー教室・体験会	長野県ホッケー協会	令和5年4月21日(金)	赤穂、赤穂東、赤穂南各小学校・アルプスドーム	承認
後援	4-142	マネーセミナーin駒ヶ根	金融リテラシー向上委員会	令和5年6月24日(土)	赤穂公民館 学習室3	承認
後援	4-143	(第63回)上伊那母親大会	上伊那母親連絡会	令和5年6月4日(日)	赤穂公民館	承認
後援	4-144	伊那西高等学校合唱コンクール	伊那西高等学校	令和5年8月31日(木)	駒ヶ根市文化会館	承認
後援	4-145	スポーツクラブin上伊那	障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根	令和5年4月15日(土)	下平体育館	承認
後援	4-146	ふるさと児童くらぶ	公益社団法人 青年海外協力協会	令和5年7月31日(月)	駒ヶ根ふるさとの家	承認
後援	4-147	料理くらぶ	公益社団法人 青年海外協力協会	令和5年6月4日(日)	駒ヶ根ふるさとの家	承認
後援	4-148	親の交流会、発達障害家族会、交流会、勉強会	てんとうむしの会	令和5年4月23日(日)	障がい者センター高砂園	承認
後援	4-149	ぼっちゃ大会	駒ヶ根ぼっちゃクラブ	令和5年5月28日(日)	農業者トレーニングセンター	承認
後援	5-001	令和5年度 第41回 駒ヶ根市壮年ソフトボール大会	駒ヶ根市壮年ソフトボール連盟	令和5年5月13日(土)	市営グラウンド・馬住ヶ原グラウンド・丸塚グラウンド	承認
後援	5-002	第34回長野県スポーツチャンバラ選手権大会	長野県スポーツチャンバラ協会駒ヶ根支部	令和5年5月14日(日)	駒ヶ根市武道館	承認
後援	5-003	令和5年度 第44回駒ヶ根市ナイターソフトボール大会	駒ヶ根市ナイターソフトボール連盟	令和5年4月20日(木)	市営グラウンド、馬住ヶ原グラウンド、丸塚グラウンド	承認
後援	5-004	現役ママが奏でるファミリーコンサート	現役ママが奏でるファミリーコンサートの会	令和5年5月27日(土)	赤穂公民館地域交流センターホール	承認
後援	5-005	駒ヶ根春季強化大会	駒ヶ根市バスケットボールスポーツ少年団	令和5年5月3日(水)	赤穂小体育館・赤穂南小体育館・社会体育館	承認
後援	5-006	南信地区ミニバスケット交流大会	駒ヶ根市バスケットボールスポーツ少年団	令和5年6月25日(日)	赤穂小体育館・赤穂南小体育館・社会体育館	承認
後援	5-007	駒ヶ根交歓大会	駒ヶ根市バスケットボールスポーツ少年団	令和5年8月11日(金)	赤穂小体育館・赤穂南小体育館・社会体育館	承認
後援	5-008	上伊那ミニバスケット選手権大会	駒ヶ根市バスケットボールスポーツ少年団	令和5年12月3日(日)	赤穂小体育館・赤穂南小体育館・社会体育館	承認
後援	5-009	駒ヶ根カップミニバスケット大会	駒ヶ根市バスケットボールスポーツ少年団	令和6年3月10日(日)	赤穂小体育館・赤穂南小体育館・社会体育館	承認

後援	5-010	イ〜ナJr.ソフトボールクラブ員募集	イ〜ナJr.ソフトボールクラブ	令和5年4月1日(土)	伊那西高等学校グラウンド	承認
後援	5-011	サッカー体験会	ジョイフルサッカークラブ	令和5年4月25日(火)	赤穂東小学校グラウンド	承認
後援	5-012	長野県高等学校総合体育大会柔道競技南信大会	南信高体連 柔道専門部	令和5年5月13日(土)	駒ヶ根市武道館	承認
後援	5-013	長野県高等学校総合体育大会柔道競技	南信高体連 柔道専門部	令和5年6月3日(土)	駒ヶ根市武道館	承認
後援	5-014	松本山雅新規スクール生募集	松本山雅スポーツクラブ	令和5年4月1日(土)		0 協議中
後援	5-015	A-Stock Theater市民ミュージカル「アルプスの少女ハイジ」	(NPO法人)アクターズゼミナール伊那塾	令和6年2月17日(土)	駒ヶ根市文化会館大ホール	承認
後援	5-016	大人が学ぶミライスクール(主権者教育)	一般社団法人 駒ヶ根青年会議所	令和5年6月3日(土)	飯島町文化会館・駒ヶ根商工会館	承認
後援	5-017	カノラータ・オーケストラ 第24回定期演奏会	カノラータ・オーケストラ	令和5年8月6日(日)	岡谷市文化会館大ホール	承認
後援	5-018	軟式少年野球団 春の野球体験	駒ヶ根東ツインズ	令和5年5月14日(日)	東伊那小学校グラウンド	協議中

共催 0 件

承認 26 件

後援 29 件

不承認 0 件

協賛 0 件

協議中 3 件

29 件

29 件

総務～連絡

令和5年4月26日

部課等の長 各位

総務部長

令和5年度 夏季の軽装活動（クールビズ）の実施について（通知）

このことについて、2021年から環境省からのクールビズ実施期間の呼びかけは廃止されましたが、今年度も当市独自の取組として、下記

期間において夏の軽装活動（クールビズ）を実施します。

エアコンの庁舎内設定温度を28℃とするため暑さを感じるかもしれませんが、地球温暖化対策の一環として実施するものですので、職員の皆様のご協力をお願いします。

記

1 実施期間

令和5年5月1日（月）～令和5年10月31日（火）

2 留意事項

(1) 身だしなみのマナー徹底について

室内温度28℃でも夏を涼しく過ごすために軽装による執務を奨励します。軽装とは、上着やネクタイの着用を要しないことを指します。ただし、公式行事や会議等、正装が必要とされる場合などご注意ください。（令和5年4月1日付け部課長会資料「服務規律の確保について」参照）

管理監督者は、朝礼時において、管下職員のネームの着用、華美又は過度の軽装について必ず確認し、必要に応じて指導してください。

(2) 市主催会議での夏の軽装活動（クールビズ）の取組について

各課、関係団体等において主催する会議については、一般参加者の「夏季の軽装」に関する特段の定めがありません。そのため、開催通知に軽装を勧奨する旨を記載するなど、参加する皆様への配慮をお願いします。

(総務課 職員係扱い)